

# 第 11 回延岡市農業委員会会議録

(平成 30 年 4 月 27 日)

1. 開催日時 平成30年4月27日(金) 午後3:30～
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11		12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16		17	牧野博文	18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	松田純二	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	甲斐安太郎
13	岩切健	14		15	福谷洋朗
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	山本光公	20		21	
22		23	甲斐信良		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 67 号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について  
 議案第 68 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について  
 議案第 69 号 農地買受適格証明願いについて  
 議案第 70 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・J A)  
 議案第 71 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)  
 議案第 72 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)  
 議案第 73 号 農地法第5条許可申請について  
 議案第 74 号 事業計画変更申請について

- 報告第 35 号 農地法第4条届出について  
 報告第 36 号 農地法第5条届出について  
 報告第 37 号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第 38 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 協議第 12 号 延岡市農業委員会規則の一部改正 (案) について  
 協議第 13 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	甲斐 祐逸	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
主 査	黒木 政良	北方産業建設課 主事	甲斐 伊織	北浦産業建設課 主任主事	西村 武志
総合農政課 主事	市來 幸司				

## 8. 会議の概要

議 長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>それでは、ただ今から第 11 回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>委員総数 19 名中 17 名の出席を得ております。従いまして農業委員会に関する法律並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 2 番 甲斐壽徳委員と委員番号 18 番 花畑志良一委員のお二人にお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 67 号の農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定についてから議案第 74 号 事業計画変更申請についてまで議案 8 件、報告案件が 4 件、協議案件が 2 件となっています。</p> <p>それでは議案第 67 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定について提案いたします。</p> <p>整理番号 1 番の説明を委員番号 8 番 高橋正二委員よりお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>はい。委員番号 8 番 高橋です。整理番号 1 番の案件についてご説明いたします。所在は伊形町と上伊形町まで畑 7 筆 1,126 m<sup>2</sup>、田が 22 筆 11,816 m<sup>2</sup>、合計 12,942 m<sup>2</sup>です。借り人、貸し人ともに上伊形町在住で親子関係でございます。理由は後継者への経営移譲となっております。4月 25 日に借り人、岩切最適化推進委員、甲斐安太郎最適化推進委員と私の 4 人で現地調査を行いました。地域との調和要件についても何ら問題なく、許可相当と判断しました。皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。続きまして整理番号 2 番、3 番の説明を委員番号 19 番 菊池光雄委員よりお願いいたします。</p>
菊池委員	<p>はい。委員番号 19 番の菊池です。整理番号 2 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木地区で田が 1 筆の 570 m<sup>2</sup>です。貸し人は北方町曾木地区在住の男性の方で、借り人も北方町曾木地区在住の男性の方です。契約期間は平成 30 年 5 月 1 日から平成 40 年 4 月 30 日の 10 年間となっております。借人の経営状況は 15,537 m<sup>2</sup>となっております。労力人は 4 人で理由は農業経営規模拡大となっております。4月 25 日に緒方最適化推進委員と借人と私で現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。この土地は登記地目が田となっておりますが、水の便の悪い所で貸し人は昨年まで何とか水稻を作付けしていましたが、今回、近くで畜産をやっている借り人に作ってもらうようにしたとのこと。借り人は農業に対する意欲経験等は十分であり特に問題ないと思いますので皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして整理番号 3 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木で田が 1 筆の 1,887 m<sup>2</sup>です。貸し人は北方町曾木地区在住の方で借り人も北方町曾木地区在住の男性の方です。整理番号 2 番案件と同じ借り人であります。契約期間は平成 30 年 5 月 1 日から平成 35 年 4 月 30 日までの 5 年間となっております。借り人の経営状況は 15,537 m<sup>2</sup>で労力人は 4 人、理由は農業経営規模拡大となっております。4月 25 日に現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。貸し人は昨年まで義兄に耕作していただいていたようですが、高齢となり作付けできないとのことで、今年は借り人に作付けしていただくこととなったようです。借り人は農業に対する意欲経験等は十分であり特に問題ないと思いますので皆様のご審議のほどをよろしく</p>

	<p>くお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは調査書の1ページから3ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、3件とも問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、高橋委員及び菊池委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただ今、各委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第68号 農地法第3条の規定による所有権の移転について提案いたします。 整理番号1番については、委員番号18番 花畑委員より説明をお願いいたします。</p>
花畑委員	<p>はい。委員番号18番の花畑です。議案第68号、整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在地は北方町蔵田で田が1筆の215㎡です。 譲渡人は川原崎町在住の方で、譲受人は北方町蔵田在住の方で経営状況は8,002㎡、労力人は2人です。4月23日に現地調査を行いました。木村最適化推進委員と譲受人と私で自宅に伺いました。現地は自宅のすぐ前で地域との調和要件については何ら問題ありませんでした。理由としましては農業経営規模拡大となっています。皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。続きまして整理番号2番、3番について委員番号14番 大戸孝一委員より説明をお願いいたします。</p>
大戸委員	<p>委員番号14番の大戸です。整理番号2番、3番についてご説明いたします。農地の所在地は北浦町で田が1筆の907㎡です。 譲渡人は北浦町在住の方で譲受人も北浦町在住の方です。譲受人の経営状況は5,472㎡で労力人は2人です。整理番号3番の農地につきましては同じく北浦町で田が3筆の合計872㎡です。譲渡人は北浦町在住の方で譲受人も北浦町在住の方です。譲受人の経営状況は7,698㎡で労力人は5人となっています。譲受人は整理番号2番の譲渡人の後継者となります。理由は農地の有効活用のための交換ということで今回の申請となりました。4月22日に私、松原最適化推進委員と申請者で現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。続きまして整理番号4番について委員番号9番 阿波野修一委員より説明をお願いいたします。</p>
阿波野委員	<p>委員番号9番の阿波野です。整理番号4番についてご説明いたします。農地の所在地は熊野江町で田が2筆と畑1筆の合計2,493㎡です。</p> <p>譲渡人は鹿狩瀬町在住の方で体調を崩して農業を続けられないとのことで息子である日向市在住の方に譲るとのことです。地域との調和要件についても問題ありませんのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書の4ページからご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、4件ともすべて問題ありませんでした。また第7号につきましては、各委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第69号 買受適格証明願いについて提案いたします。</p> <p>整理番号1番について、委員番号2番 甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。</p>
甲斐委員	<p>委員番号2番の甲斐でございます。議案第69号整理番号1号について説明させていただきます。農地の所在地は天下町で登記上の地目が田となっておりますが現況としましては原野ということでございます。申請人は熊本市在住の方で所有者は議案書に記載のとおりの方です。この隣にあります1195番の農地が、前回、農地買受適格証明願いということで出されておりました。今回の農地は、裁判所によりますとセットで競売にかけられていたということで申請者がそれに気づかずに見落としていたということで今回新たにこの農地を申請したということであります。申請理由は経営規模拡大ということで薬草を作りたいということです。先程申し上げましたとおり、現況は原野ということですが、ちゃんと整地をして薬草を作りたいということです。4月26日に山田推進委員と現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては何ら問題ありませんので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、整理番号1番についてはすべて問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員より説明及び現地調査の結果報告が</p>

	<p>ありましたが、地域との調和要件など問題ないとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。 ただ今、各委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。 ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認させていただきます。 続きまして議案第70号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。 なお、整理番号13番につきましては、委員番号10番 片伯部委員と関連がございますので退室後の審議となります。それでは、事務局より整理番号1番から12番までの説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第70号 農用地利用集積計画（JA延岡分）の整理番号1番から12番まで説明いたします。議案書は9ページから11ページとなります。貸し人や借り人等の詳細については議案書に記載のとおりで契約内容は5年から6年の賃借権若しくは使用貸借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして整理番号13番について審議いたします。片伯部委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(片伯部委員退室)</p>
議 長	<p>それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第70号 整理番号13番について説明いたします。議案書は11ページとなります。貸し人は代表者が秘園町在住の共有名義で借り人は柚の木田町の農事組合法人です。農地の所在は須美江町で田が2筆の1,628㎡です。契約内容は5年の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の</p>

	各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 片伯部委員の入室をお願いいたします。  (片伯部委員入室)
議 長	続きまして議案第 71 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 71 号 農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について説明いたします。議案書は 13 ページとなります。貸し人は整理番号 1 番、2 番ともに北川町長井在住の方です。借り人は公益社団法人 宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は 10 年間の賃借権です。この案件につきましては、農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 72 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。 事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 72 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について所有権移転分をご説明いたします。議案書は 15 ページとなります。譲渡人、譲受人、契約内容の詳細につきましては議案書に記載のとおりとなっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。



議 長	はい、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。 ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 73 号 農地法第 5 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは整理番号 1 番、2 番について委員番号 13 番 松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松田委員	委員番号 13 番の松田です。 25 日に事務局と私の方で現地調査を行いました。 整理番号 1 番については、以前より車庫が建っておりまして、いつ建ったのかわからない状態です。その付近は以前から全部白地になっている田んぼで、本人も始末書を書きまして 5 条申請をあげたようです。雨水、下水、排水とも何ら問題のない状態でした。近辺の農地に対しても迷惑のかかる建て方ではなかったようです。 整理番号 2 番は、所在は佐野町ですが、佐野町の譲受人が去年譲り受けたと思います。その前の持ち主が前々の代から家が建ってあったところ。やはり始末書をつけて申請をあげたようです。現場の方も周りや隣の畑は雑種地のようにになっており使えるようなところではなくて譲受人がその隣の畑も一緒に借りていたようです。周りに迷惑をかけるような住居ではなかったようです。ご審議をよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。続きまして整理番号 3 番について委員番号 9 番 阿波野修一委員より説明をお願いいたします。
阿波野委員	委員番号 9 番 阿波野です。整理番号 3 番につきまして説明いたします。所在は須美江町の田んぼです。兵庫県に本社のある有限会社で宮崎に支店があるそうですが、そこに譲り受けして太陽光発電を行うということでもあります。25 日に私と推進委員と事務局とで現地調査をしました。高速道路のすぐ下で農地としてもあまりいいところではありませんし問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	続きまして整理番号 4 番について委員番号 8 番 高橋委員より説明をお願いいたします。
高橋委員	委員番号 8 番の高橋です。整理番号 4 番につきましてご説明いたします。所在は石田町 3572 番 6 で畑 25 m <sup>2</sup> です。譲渡人は石田町在住の 2 名の方で、譲受人は石田町在住の団体の代表者の方です。理由としましては団体の方が譲り受けて駐車場として使用したいということです。4 月 25 日に県の担当者と事務局、譲受人、甲斐安太郎推進委員、私とで現地調査を行いました。場所は図面 19 ページの No.4 でわかると思いますが、石田町の木工団地から北西側に入ったところ。入ったところにお堂ができていましてその右サイドが駐車場として現在使われているようですが裏は山で、前は今言ったようなことで交通等には問題ないということでした。現在砂利等を入れて駐車場として使用

	<p>されていますので 地縁団体の申請を受け私達としましては、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続きまして、農地区分について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番につきましては第1種農地となっています。第1種農地の転用については原則不許可となっていますが、不許可の例外である集落接続が活用できるため立地基準に問題はありませんでした。整理番号2番と4番につきましては、第2種農地となっています。付近に第3種農地もないことから立地基準に問題ありませんでした。整理番号3番については須美江のインターチェンジから半径300mの範囲内にあるため、第3種農地となっております。このことから4件とも立地基準に問題ありませんでした。また都市計画法、道路法などの他法令での許認可の有無、資力、排水計画、転用の実行性など勘案しても一般基準に問題ありませんでした。あと周囲の営農上にも支障はないと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員と事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしということですが、私の方からいいでしょうか。 整理番号4番で譲受人の“地縁団体”について説明をお願いします。</p>
高橋委員	<p>地区の石田区の団体の事で、私も地縁団体と言ったら特別な団体なのかと思いましたが、ただ石田区として管理しているということです。</p>
議 長	<p>わかりました。これは、2人の方の名前を地縁団体にするのですか。</p>
高橋委員	<p>そうです。</p>
議 長	<p>わかりました。他になければ採決に入りたいと思います。それでは、承認される方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。 この許可申請につきましては、県に進達いたします。 続きまして議案第74号 事業計画変更申請について提案いたします。この案件も県に進達する分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。議案第74号 事業変更申請の整理番号1番について説明いたします。所在地は北川町川内名10389番2です。この土地につきましては、平成5年11月25日付けシレイ6007-518-105で農地法第5条の県知事許可申請を受けています。旧北川町時代の案件です。植林をするとのことで許可を受けたのですが転用実行者である方が病を患い目的を達成できないまま亡くなったので、今回、別の方にこの土地を譲って同じ目的である植林をするとのことです。新たな転用実行者の方も岡元町在住となっておりますが、現在は妻の実家に住所をおいているとのことで、本人の実家は所在地と同じ北川町川内</p>

	<p>名なので、植林後の管理も容易にできるとのことです。以上、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この変更申請につきましては、県に進達いたします。以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について、事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第 35 号 農地法第 4 条届出についてです。この案件は自己所有の農地の転用です。議案書の 24 ページに記載されております。全部で 3 件の届出があり、田が 4 筆の 1,737 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>続きまして報告第 36 号 農地法第 5 条の届出です。この案件は所有権、賃借権及び使用貸借権を伴った農地転用です。議案書の 26 ページに記載されております。全部で 6 件の届出があり、田が 8 筆の 4,748 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆の 301 m<sup>2</sup>、合計 10 筆の 5,049 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>続きまして報告第 37 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の 28 ページに記載されております。2 件の届出があり、田が 11 筆の 6,062 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>続きまして報告第 38 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の 30 ページから 32 ページに記載されております。12 件の届出があり田が 29 筆 13,224 m<sup>2</sup>、畑 23 筆 7,396 m<sup>2</sup>、合計 52 筆 20,620 m<sup>2</sup>となっております。内容は記載のとおりです。</p> <p>また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、内容について、ご質問はございませんか。はい、松田委員。</p>
松田委員	<p>報告書 31 ページの 6 番ですが、所在不明（現況）というのはどういう意味ですか。</p>
議 長	<p>事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>所在不明というのは、登記簿はあるけど法務局に字図がない、延岡市内では結構あるものですから、こちらでは確認ができないので所在不明となっております。以上です。</p>
松田委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。 よろしいでしょうか。 ないようですので、続きまして協議第 12 号 延岡市農業委員会規則の一部改正（案）について事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	延岡市農業委員会規則の一部改正ということで、これにつきましては事務局に設置する職員につきまして延岡市事務組織規則を始め、他の出向機関における職制に係る規定との整合性を図るため改正を行っているところであります。見ていただけるとわかりますが、副参事、監、専門員、総括主任、副総括主任の職務の内容等が記載されています。これにつきましては、平成30年4月1日が施行日となっております。以上です。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。 ちなみに、副参事や監というのは、今事務局には置いてないのですか。
事務局	ないです。
議長	わかりました。他には何かありませんか。 ないようですので、続いて協議第13号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。
総合農政課	総合農政課です。協議第13号 農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明します。 本件は議案第71号の農用地利用集積計画の案件で提案された農地中間管理機構分の集積計画についての配分計画（案）となっております。様式第7号の2の配分計画（案）のとおり田3筆5,004㎡について、出し手2名から受け手1名の配分で考えております。今回の案件につきましては、すべて個別案件での配分計画となっております。 以上です。
議長	ありがとうございます。ただ今、総合農政課より説明がありましたが、内容についてご質問等はありませんか。 ございませんか。よろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	それでは、ないようですので、以上を持ちまして第11回、定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。
<p>次回定例農業委員会 5月28日（月） 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

2 番 甲 斐 壽 徳

18 番 花 畑 志良一